

ADR（裁判外紛争解決手続き）への取り組み

それなら一度、話し合ってみませんか

何とかしたい！

もめごと
トラブル



隣人とのトラブル

職場でのトラブル

親族間のトラブル

夫婦関係の悩み

境界トラブル

身近なトラブル

これからの関係を大切に
したい

あなたは、他人ともめ事になったとき、どうしますか？

まず、相手と話し合いをしたいと考えませんか？

いきなり裁判を、とは考えませんか？

和歌山県司法書士会 ADR センターは、そのような時に、裁判によらずに話し合いで「もめごと」や「トラブル」を解決することを目的としています。

当事者同士の話し合いが円滑に進むように、トレーニングを受けた司法書士が公平・中立の立場で話し合いのサポート（お手伝い）をします。（利用料は無料です。ただし、資料等の取り寄せが必要な場合は実費のみ頂きます。）

■ 詳しいことは、下記にご相談ください ■

和歌山県司法書士会 ADR センター（073-422-0568）